

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	審判等関係経費	番号 1	
担当部局名	官房	上位施策 事業名	厳正かつ実効性のある独占禁止法 の運用	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	審決訟務室			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	審判手続に関する業務、審決取消訴訟等の訴訟に関する業務、課徴金納付命令に基づく課徴金の徴収業務等を履行するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判開始請求を行った排除措置命令、課徴金納付命令等の受命者 ・ 審決取消訴訟等の公正取引委員会が被告となった訴訟 ・ 課徴金納付命令の受命者 			
	事業内容 (手段・手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法においては、審判は、公正取引委員会が行った排除措置命令、課徴金納付命令等に対し受命者が不服がある場合の審判開始請求により開始され、原処分は是非についての審理を経て審決（処分）が行われる事後手続である。また、旧法においては、審判は、審決（原処分）が行われる前に当事者が違反行為の有無等について主張・立証を行う行政上の事前手続である。これらの審判手続を運営する。 ・ 審決に不服がある場合には、東京高等裁判所に対して審決取消訴訟が提起されるところ、当該訴訟やその他公正取引委員会が被告となった行政訴訟に対処する。 ・ 課徴金納付命令の受命者に対しては、課徴金の徴収、しょうよう、滞納処分等を行う。 			
	事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審決を行うに当たって被審人の利益が不当に損なわれないよう、適正な審判手続を確保することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。 ・ 審決取消訴訟及びその他の公正取引委員会が被告となった行政訴訟を適正、かつ、円滑に処理する。 ・ 課徴金納付命令に基づく課徴金の徴収を適正に行う。 			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	12	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	99	担当正職員	99,407千円	11人
	総計	111	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	7			
	H19(実績)	6			
	H20(補正後)	19			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	①審判関係 8百万円 ②課徴金徴収等関係 0.5百万円 ③訟務等関係 3百万円				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	審判等関係経費			番号	1
担当部局名	官房	上位施策 事業名	厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	審決訟務室					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	①年度末における審判の係属 件数	件数	93	96	予算上、件数に 基づく積算と なっていない。		
	②年度末における審判審決及 び課徴金の納付を命ずる審決	件数	60	14	同上		
	③年度末における審決取消訴 訟係属件数	件数	7	12	同上		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており単位 当たりコストの算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	平成20年度は、平成20年12月末日現在、審判の係属件数が57件、審判審決及び課 徴金の納付を命ずる審決の件数が47件、審決取消訴訟の係属件数は44件となっ ており、係属している事件に対し、引き続き適正・迅速に対処していく（独占禁止 法違反被疑事件の審判、訴訟手続等については、それぞれ、事実関係の複雑さ、 争点等が異なるため、あらかじめ、定量的な成果目標を設定することができな い。）。						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すこと は困難						
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	法違反の有無等の認定、法違反の排除、課徴金の納付等が早期に実施される必要 があるため、審判、課徴金の徴収において適正かつ迅速な手続・処理が確保され ることが重要であり、今後も取り組む。						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	米国FTC等審判制度等を設けている国はあるが、独占禁止法違反被疑事件の審 判、訴訟手続等については、それぞれ、事実関係の複雑さ、争点等が異なるた め、比較することは困難。						
特記事項 (事業の沿革 等)	独占禁止法の改正による審判制度の見直しが検討されている。 ※平均給与は人件費/定員数で算出した。また、従事職員数は、原則平成21年度 末定員（消費者庁（仮称）への振替減△44人を含む。）によることとし、消費者 庁設置に伴い1ヶ月のみの定員となっているものに関しては、平成20年度末定員 を12で除して算出した。また、複数の事業を担当している課については、予算額 割で従事職員数を算出した。以下同じ。						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1

府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	企業の結合等関係調査・規制経費	番号	2
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	厳正かつ実効性のある独占禁止 法の運用	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	企業結合課			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	企業結合に対して迅速かつ的確な審査を行い、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	会社間の企業結合（株式保有、合併、事業譲受け等）			
	事業内容 (手段・手法など)	<p>(1) 企業結合審査・合併等届出関係 独占禁止法第4章に基づき、企業に対し、一定規模以上の企業結合について届出や報告を義務付けること等を通じて、個々の企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かについて所要の審査を行う。また、審査の際には、市場における競争の実態を的確に把握すべく、ユーザー及び競争業者に対するヒアリング及びアンケート調査を実施するとともに、経済学的な分析手法も活用する。</p> <p>(2) 企業結合審査結果の評価分析関係 過去に行った企業結合事案に関し、企業結合後の当該市場の状況について、競合業者や取引先ユーザー等から、アンケート及びヒアリング等を行うとともに、有識者から意見聴取を行うことにより、企業結合審査の事後的検証を行う。</p>			
	事業の必要性	<p>(1) 企業結合審査・合併等届出関係 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を探知するため、企業に対し、合併・分割・事業譲受け等の届出や株式所有報告書の提出を行わせる必要がある。提出された報告や届出等に基づいて審査を行った結果、競争を実質的に制限することとなる企業結合が認められる場合には、企業結合自体の禁止、株式の処分、事業譲渡等所要の措置を採ることにより、問題を除去し、公正かつ自由な競争を維持・促進することが可能となる。</p> <p>(2) 企業結合審査結果の評価分析関係 企業結合審査時に想定した輸入・参入の状況や問題解消措置の有効性について企業結合後の市場の状況を検証し、その結果を今後の企業結合審査に活用することにより、輸入・参入の評価や問題解消措置に関する判断等をよりの確に行うこと、さらに、これらの検証結果を公表することにより、企業結合審査の透明性の一層の向上を図ることが必要。</p>			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	11	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	325	担当正職員	325,332 千円	36 人
	総計	336	臨時職員他	0 千円	0 人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	5			
	H19(実績)	7			
	H20(補正後)	8			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	<p>1. 企業結合審査・合併等届出関係 9百万円</p> <p>2. 企業結合審査結果の評価分析関係 2百万円</p>				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	企業の結合等関係調査・規制経費			番号 2
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	企業結合課					継続
活動実績 (H20については補正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	合併・分割・事業譲受け等届出及び株式所有報告書提出件数	件	1,189	1,284	予算上、件数に基づく積算になっていない。	
	事前相談件数	件	42	42	予算上、件数に基づく積算になっていない。	
単位当りコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており単位当たりコストの算出は困難。				予算上、件数に基づく積算になっていない。	
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか定量的な評価で示す)	<p>合併・分割・事業譲受け等の届出件数及び株式所有報告書の提出件数は、平成17年度1,071件、同18年度1,189件、同19年度1,284件と増加傾向にあり、企業結合課においては、これらすべての事案について、当該企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かについて審査を行っている。</p> <p>企業結合課においては、今後とも、引き続き、提出された届出や報告等に基づいて、個々の企業結合が競争を実質的に制限することとなるか否かについて迅速かつ的確な審査を行っていく（本事業の実施に当たり定量的な成果目標を設定することは困難である）。</p>					
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	合併・分割・事業譲受け等届出及び株式所有報告書提出件数	件	1,189	1,284	予算上、件数に基づいた積算とになっていない。	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>海外の競争当局との連携が必要な国際的な企業結合事案等に対応できるような企業結合審査部門の体制の整備を図る必要がある。また、内部研修やマニュアルの充実による企業結合審査の担当職員の審査能力の一層の向上を図るため、更に体制の強化を進めていくことが必要。</p>					
比較参考値 (諸外国での類似事業など)	<p>米国、EUをはじめ諸外国においても合併等の企業結合は規制されている。※例えば、EUにおける合併等の届出件数は、2006年で356件、2007年で402件。米国における合併等の届出件数は、2006年で1,768件、2007年で2,201件（2つの当局に届け出るため、実際の案件数はこの件数の半分である。）。</p>					
特記事項 (事業の沿革等)						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	審査関係経費	番号	3
担当部局名	審査局	上位施策事業名	厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	管理企画課			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進すること。			
	対象 (誰・何を対象に)	独占禁止法違反行為を行っている事業者			
	事業内容 (手段・手法など)	公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実等を検討し、独占禁止法に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反事件として必要な審査(立入検査、事情聴取等)を行い、排除措置命令を行う等、独占禁止法違反行為に対し厳正かつ積極的に対応している。			
	事業の必要性	公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、私的独占、不当な取引制限(カルテル・談合)、不正な取引方法(優越的地位の濫用、不当廉売等)などを禁止している独占禁止法の厳正なる運用が必要不可欠である。			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	145	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	2,670	担当正職員	2,656,878 千円	294 人
	総計	2,815	臨時職員他	13,360 千円	30 人
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	156			
	H19(実績)	199			
	H20(補正後)	145			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	事件関係経費		145百万円		
	1. 事件端緒処理等関係経費		11百万円		
	2. 事件審査関係経費		122百万円		
	3. 審査技術等研修関係経費		4百万円		
	4. 不当廉売対策関係経費		6百万円		
	5. 不公正取引対策協力システム関係経費		2百万円		

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	審査関係経費			番号
						3
担当部局名	審査局	上位施策 事業名	厳正かつ実効性のある独占禁止法 の運用			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	管理企画課					継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	処理件数	件	131	142	予算上、件数に 基づいた積算と なっていない。	
	法的措置件数	件	13	24	同上	
	課徴金納付命令額	億円	92.7	112.9	同上	
単位当りコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており単位当 たりコストの算出は困難。					
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>平成19年度の事件処理件数（小売業に係る不当廉売を除く。）は142件（前年度比8.4%増）であった。このうち、法的措置は24件（同84.6%増）、警告は10件（同11.1%増）、注意は88件（同18.9%増）である。課徴金納付命令については、平成19年度において審判開始決定により失効した分を除く課徴金額は、延べ162事業者に対して、112億9686万円となっている。</p> <p>また、中小事業者等に不当な不利益をもたらす不公正な取引方法に対する厳正・迅速な処理に努めているところ、平成19年度においては、石油製品小売業者によるガソリンの不当廉売について、2件の排除措置命令及び1件の警告を行ったほか、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業者に対し、不当廉売につながるおそれがあるとして1,679件の注意を行った。また、国又は地方公共団体が発注する公共建設工事の低価格入札事件について、5件の警告を行うなど、厳正かつ積極的に対処した。</p> <p>今後とも、引き続き、独占禁止法上問題となる行為がみられた場合には、厳正に対処していく（本事業の実施に当たり定量的な成果目標を設定することは困難である。）。</p>					
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	処理件数	件	131	142	予算上、件数に 基づいた積算と なっていない。	
	法的措置件数	件	13	24	同上	
	課徴金納付命令額	億円	92.7	112.9	同上	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	平成19年度においては、24件の法的措置を採っており、また、多様かつインパクトのある事件を処理したこと、確定した課徴金額について事業者1社当たり6793万円と過去3番目に多いものであることなど、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処しているところ、ただし、国民のニーズや競争環境の変化等により一層的確に対応した法運用を行うためには、一層の迅速化及び効率性を高めることとともに事件処理部門の体制強化が必要である。					
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	米国、EUをはじめ諸外国においてもカルテル等は規制されている。 ※例えば、EUにおける決定（違反行為の排除、制裁金賦課）件数は、2006年で8件、2007年で11件。					
特記事項 (事業の沿革 等)						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	犯則審査関係経費		番号 4
担当部局名	審査局	上位施策 事業名	厳正かつ実効性のある独占禁止法 の運用	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	管理企画課			継続	
事業開始年度	平成18年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発展を促進すること。			
	対象 (誰・何を対象に)	独占禁止法に違反する犯罪行為を行っている事業者及び個人			
	事業内容 (手段・手法など)	公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実等を検討し、独占禁止法に違反する犯罪の事実があると思料するときは、独占禁止法違反事件として必要な調査(臨検、捜索、差押え)を行い、検事総長に告発する。			
	事業の必要性	公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できるようにするためには、不当な取引制限(カルテル・談合)等、独占禁止法に違反する犯罪行為の排除が必要不可欠である。			
コスト	平成21年度予算額(百万円)		人件費(H21ベース)		
	事業費	48	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	660	担当正職員	659,701千円	73人
	総計	708	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額(百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	49			
	H19(実績)	34			
	H20(補正後)	52			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	犯則事件関係経費		48百万円		

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	犯則審査関係経費			番号	4
担当部局名	審査局	上位施策 事業名	厳正かつ実効性のある独占禁止法の運用			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	管理企画課					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	告発件数	件	2	1	予算上、件数に 基づく積算と なっていない。		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており単位 当たりコストの算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	平成19年度においては、独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務に係る入札談合事件について、平成19年5月24日及び6月13日、地質調査・調査測量設計業務を営む4法人及びこれら4法人の受注業務に従事していた者5名並びに独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名を、検事総長に告発した。今後とも、引き続き、独占禁止法に違反する犯罪に対しては積極的に告発を行っていく（本事業の実施に当たり定量的な成果目標を設定することは困難である。）。						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	告発件数	件	2	1	予算上、件数に 基づく積算と なっていない。		
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	平成19年度においては、独立行政法人緑資源機構が発注する林道調査測量設計業務に係る入札談合事件について、平成19年5月24日及び6月13日、地質調査・調査測量設計業務を営む4法人及びこれら4法人の受注業務に従事していた者5名並びに独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名を、検事総長に告発した。 今後とも、引き続き、独占禁止法に違反する犯罪に対しては積極的に告発を行っていく。						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	米国、EUをはじめ諸外国においてもカルテル等は規制されており、米国では、2007年度において、シャーマン法第1条違反により23件の刑事告訴を行っている。						
特記事項 (事業の沿革 等)	従来から公正取引委員会は悪質かつ国民生活に重大な影響を与える独占禁止法違反行為について刑事告発を行ってきたところ、平成17年度の独占禁止法改正により犯則審査権限が導入されたことにより、公正取引委員会では、①一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコットその他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案、②違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公正取引委員会の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくとの方針に即して、犯則事件の調査及び告発を行っているところである。						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	不公正な取引方法規制経費		番号 5
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える 行為の取締り強化	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	取引企画課			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	独占禁止法第19条により禁止される不公正な取引方法の規制内容等の検討及び明確化			
	対象 (誰・何を対象に)	不公正な取引方法			
	事業内容 (手段・手法など)	不公正な取引方法について、必要に応じて見直しを行うとともに、ガイドラインの制定等により、考え方の明確化を図る。 知的財産権の行使を巡る独占禁止法上の考え方について、ガイドラインの策定等により、明確化を図る。 著作物の再販売価格の拘束行為の適用除外について、実態把握や今後の取扱いの検討等を行う。			
	事業の必要性	不公正な取引方法については、事業者の活動と密接に関係することから、経済実態の変化に対応できるように、公正取引委員会の告示において禁止行為の内容を具体的に指定することとされている。かかる施策を実施するに当たっては、取引の実態等に応じた規制内容の不断の見直し、各種ガイドラインの策定・公表等、適切な対応を行うことが必要である。			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	2	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	72	担当正職員	72,296千円	8人
	総計	74	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	1			
	H19(実績)	2			
	H20(補正後)	2			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	1. 不公正な取引方法等実態調査関係 1.3百万円 2. 不公正な取引方法等に関する懇談会関係 0.5百万円 3. 知的財産権関係取引に関する実態調査関係 0.2百万円				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	不公正な取引方法規制経費				番号
							5
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える行為の取締り強化				<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	取引企画課						継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	特定の業界・業態を対象とする特定の不公正な取引方法の策定・改廃	策定・改廃数	4	0	0		
	ガイドラインの策定・改廃	策定・改廃数	0	1	0		
	不公正な取引方法に関する懇談会の開催	開催回数	1	1	1		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており単位当たりコストの算出は困難。	-	-	-	-		
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか定量的な評価で示す)	本施策により未然防止された独占禁止法違反行為の件数等を推知することは困難であることから、現状の成果及び今後の目標を定量的に示すことは困難であるが、政策実施の時期や手法について適切な選択を行うこと等により、事業目的の効率的な達成に努める。						
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果目標を示すことは困難。						
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	不公正な取引方法については、取引の実態等に応じた規制内容の不断の見直し、各種ガイドラインの策定・公表等、適切な対応を行うことが事業者間取引の適正化のために重要であり、今後とも積極的に取り組む。						
比較参考値 (諸外国での類似事業など)	諸外国の比較参考値の把握は困難。						
特記事項 (事業の沿革等)	-						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	消費財等の流通・取引実態調査経費		番号 6
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える 行為の取締り強化	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	取引調査室			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	独占禁止法違反の未然防止を図り、公正かつ自由な競争を維持・促進するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	事業者、事業者団体、消費者等			
	事業内容 (手段・手法など)	事業者、事業者団体、消費者等に対するアンケート調査、ヒアリング調査			
	事業の必要性	実態調査は、調査対象となった取引分野の実態を把握し、公正な競争を阻害するおそれのある取引慣行等が判明した場合には、独占禁止法違反の未然防止の観点から指導、提言を行うために必要なものである。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	3	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	63	担当正職員	63,259千円	7人
総計	66	臨時職員他	0千円	0人	
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	6			
	H19(実績)	5			
	H20(補正後)	4			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	実態調査関係 3百万円				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	消費財等の流通・取引実態調査経費			番号	6
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える行為の取締り強化			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	取引調査室					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	取引実態調査	公表数	3	1	2		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	年度をまたいで行っている実態調査もあり、活動実績当たりのコストの算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか定量的な評価で示す)	<p>新しい取引分野や変革が著しい既存の業種等について、事業者、事業者団体、消費者等に対して、アンケート調査やヒアリング調査を行い、調査対象となった取引分野の実態を把握する。</p> <p>さらに、当該取引分野の実態調査の結果、公正な競争を阻害するおそれのある取引慣行等が判明した場合には、独占禁止法違反の未然防止の観点から指導、提言を行う（本事業の実施に当たり定量的な成果目標を設定することは困難である。）。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すことは困難。						
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	実態調査の実施に当たっては、有効かつ効率的な調査を実施し、問題点等の指摘・業界への改善要請を行うなど、今後とも実効性のある調査を実施するよう努める。						
比較参考値 (諸外国での類似事業など)	諸外国との比較参考値の把握は困難。						
特記事項 (事業の沿革等)							

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書 - 1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	事業者・事業者団体相談・指導経費		番号 7
担当部局名	経済取引局取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える 行為の取締り強化	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	相談指導室			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	事業者及び事業者団体からの相談に適切に対応することにより、独占禁止法違反行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争を維持・促進する。			
	対象 (誰・何を対象に)	事業者及び事業者団体			
	事業内容 (手段・手法など)	(1)事業者及び事業者団体相談・指導関係 事業者等から自らが行おうとする新規の事業活動、又は共同の取組に関し相談があった場合、当該相談に対し回答し、必要に応じ独占禁止法に基づき適切な指導を行う。また、他の事業者等に参考となると考えられる相談・指導内容について公表する。 (2)中小企業に対する相談・連絡体制関係 全国の商工会議所及び商工会の相談窓口において受け付けられた独占禁止法に関する相談を公正取引委員会に取り次ぐ協力体制を構築しているところ(独占禁止法相談ネットワーク)、これをより充実させるため、周知のためのパンフレットやポスターの作成や、商工会議所及び商工会において相談業務に従事する経営指導員に対する講師の派遣を行う。			
	事業の必要性	(1)事業者及び事業者団体相談・指導関係 独占禁止法の規定は非常に抽象的であるため、公正取引委員会では、どのような場合に問題となるのかについて、事業者等があらかじめ判断できるよう各種指針(ガイドライン)を公表している。しかし、事業者等としては、必ずしもガイドラインの存在又はその内容を把握していない場合や、ガイドラインを見ても自己の行為の違法性の有無に疑問が残る場合がある。したがって、ガイドラインの普及・啓発を図り、事業活動に関する相談に回答する制度を設けることは、事業者等による独占禁止法違反行為の未然防止及び事業活動の円滑化に資するもので、事業者等にとっても必要といえる。 (2)中小企業に対する相談・連絡体制関係 相談制度の利便性を高め、中小企業者が独占禁止法等に係る相談をしやすい環境を整備する必要がある。			
コスト	平成21年度予算額(百万円)		人件費(H21ベース)		
	事業費	11	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	63	担当正職員	63,259千円	7人
	総計	74	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額(百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	8			
	H19(実績)	10			
	H20(補正後)	12			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	1. 主要ガイドライン等の普及・啓発関係経費		0.2百万円		
	2. 相談に係る実態把握調査関係経費		0.1百万円		
	3. 相談事例集関係経費		1.2百万円		
	4. 中小企業に対する相談・連絡体制関係経費		9.8百万円		

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	事業者・事業者団体相談・指導経費			番号	7
担当部局名	経済取引局取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える行為の取締り強化			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	相談指導室					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	相談受付件数	件	1,848	1,780	予算上、件数に基づいた積算となっていない。		
	パンフレット作成部数	冊	65,000	59,000	57,000		
単位当りコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており単位 当たりコストの算出は困難。	—	—	—	—		
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	事業者等からの独占禁止法等に係る相談に適切に対応することにより、事業者等が実施する行為が競争を阻害することなく推進されることが目標である。本事業の実施に当たり定量的な成果目標を設定することは困難であるが、事業目的の達成のため、今後とも、引き続き、事業者等の取組に関する相談に対して適切な指導を行い、他事業者等の参考となると考えられる相談・指導内容について、これを公表していく。						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すことは困難。						
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	多くの相談者がアクセスできる公正取引委員会のホームページにおいて、相談制度に関する情報をあらかじめ分かりやすく提供し、相談者が効率的に相談できるようにする必要がある。また、相談処理日数については、相談者の約4割が処理日数の感想として「長すぎる」と答えていることを踏まえると、今後、事務処理の進め方についての抜本的な見直しを含め、検討を行い、できる限り短縮するよう努める必要がある。						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	米国、EUにおいても事前相談制度と類似の制度はあるが、比較参考値の把握は困難。						
特記事項 (事業の沿革 等)							

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	優越的地位の濫用規制関連経費	番号	8
担当部局名	取引部	上位施策事業名	中小企業に不当な不利益を与える行為の取締り強化	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	企業取引課			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	荷主・物流事業者間の取引及び大規模小売業者・納入業者間の取引における、荷主・大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を防止し、公正な競争を確保・維持するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	物流特殊指定の普及・啓発等：荷主及び物流事業者 大規模小売業特殊指定の普及・啓発等：大規模小売業者及び納入業者			
	事業内容 (手段・手法など)	物流特殊指定及び大規模小売業特殊指定のそれぞれに関連して、図を用いた規制内容の説明や調査結果に基づく是正指導の事例を紹介しながら独占禁止法の遵守ポイントを分かり易く解説した資料を作成し、これを荷主等に配布することによりこれらの特殊指定の普及・啓発を図る。また、書面調査及びヒアリング調査を実施し実態を把握するとともに、特殊指定上の違反行為が認められた場合には、是正指導を行う。			
	事業の必要性	荷主や大規模小売業者のような取引上優越的地位にある事業者による「優越的地位の濫用」行為は、取引上劣位にある事業者に不当に不利益を与えるだけでなく、劣位の事業者間の競争にも悪影響を及ぼし、優越的地位にある事業者は不当な行為により利益を得るもので、優越的地位にある事業者の競争にも悪影響を及ぼすものである。 このように、「優越的地位の濫用」行為は、複数の市場における事業者間の公正な競争を阻害するものであるため、これを抑止する必要がある。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	8	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	30	担当正職員	29,822千円	3.3人
	総計	38	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	4			
	H19(実績)	7			
	H20(補正後)	5			
平成21年度事業費内訳 (算定根拠)	1. 実態調査関係 5.3百万円 2. 是正・指導関係 2.4百万円				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	優越的地位の濫用規制関連経費				番号
							8
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える行 為の取締り強化			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	企業取引課						継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	特殊指定の解説資料	冊	2,000	2,000	13,000		
	書面調査	通	10,813	43,056	16,000		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており、単 位あたりのコスト算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>物流特殊指定及び大規模小売業特殊指定の普及・啓発等を積極的に行い、これらの特殊指 定違反が行われ難い環境を醸成するとともに、違反行為に厳正に対処することにより、違反 行為の未然防止及び再発防止を図ることが目標である。</p> <p>本事業により未然に又は再発が防止された違反行為の件数等を推知することは容易ではな く定量的な成果目標を示すことは困難であるが、実施手法の不断の見直しを行うこと等によ り、事業目的の効果的な達成に努める。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すことは 困難						
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>世界的な景気後退の影響を受け、我が国の景気の下降局面が長期化・深刻化するおそれが 高まっている。特に、中小・小規模企業は、こうした環境変化の影響をまともに受けてお り、仕入価格の上昇による経営圧迫や困難な資金繰り等厳しい環境が続くと考えられる。</p> <p>このような状況において、独占禁止法違反行為（優越的地位の濫用）の未然防止・再発防 止のため、物流特殊指定等の普及・啓発等の取組は重要であり、今後とも積極的に取り組 む。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	ドイツにおいても優越的地位の濫用規制があるが、比較参考値の把握は困難。						
特記事項 (事業の沿革 等)	物流特殊指定は平成16年3月に、大規模小売業特殊指定は平成17年5月に、独占禁止 法第2条第9項に基づき、それぞれ公正取引委員会が不公正な取引方法として指定したもの である。						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	下請法違反未然防止等下請取引公正化推進経費	番号 9	
担当部局名	取引部	上位施策事業名	中小企業に不当な不利益を与える行為の取締り強化	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	企業取引課			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	下請代金支払遅延等防止法		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	下請法違反行為の未然防止のため。			
	対象 (誰・何を対象に)	下請法上の親事業者及び下請事業者			
	事業内容 (手段・手法など)	下請取引適正化推進講習会等の各種講習会・説明会において、下請法の趣旨、親事業者・下請事業者の定義、下請法の適用範囲、親事業者の義務・禁止行為の詳細について詳しく説明する。			
	事業の必要性	<p>我が国経済の根幹を支える中小企業が活力を維持することは、日本経済の成長発展にとって不可欠であり、かかる観点から、公正取引委員会は下請法違反行為に厳正に対処してきている（平成20年度上半期においては、下請代金を不当に減じていた親事業者27社に対し、下請事業者に対する原状回復措置（不当に減じた下請代金の返還）として総額で23億5446万円の返還をさせている。）。</p> <p>一方、下請法違反行為を未然に防止するためには下請法の普及啓発を積極的・継続的に行い、親事業者に下請法の趣旨及び禁止規定・義務規定の内容を十分に理解させ、下請法違反行為の発生を抑止するための方策を親事業者自身に構築させる必要がある。これに加え、下請取引のもう一方の当事者である下請事業者に対しても下請法の趣旨・内容を周知することにより、下請事業者自身が親事業者からの要請が違法であるか否かの判断を行えるようにすることで、結果として下請事業者と親事業者が対等の立場で取引を行うことができるような環境を作り出していく必要がある。</p>			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	20	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	79	担当正職員	78,622千円	8.7人
	総計	99	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	18			
	H19(実績)	15			
	H20(補正後)	38			
平成21年度事業費内訳 (算定根拠)	1. 下請法啓発・普及関係 13.9百万円 2. 下請法違反事件の防止関係 5.2百万円 3. 都道府県等との下請法運用協力体制 0.1百万円 4. 下請法改正実態調査関係 1.1百万円				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	下請法違反未然防止等下請取引公正化推進経費			番号	9
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える行為の取締り強化			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	企業取引課					継続	
活動実績 (H20については補正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	下請取引適正化推進講習会	回	27	30	20		
	下請取引改善研修会	回	8	12	5		
	コンテンツ業界向け講習会	回	3	3	2		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	複数の事業を実施しており単位当たりのコストの算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか定量的な評価で示す)	<p>下請法の普及・啓発を積極的に行うことにより、親事業者に対しては下請法違反行為の発生を抑止するための方策を自ら構築させ、下請事業者に対しては親事業者の行為が違法であるか否かの判断を行えるようにすることで、下請法違反が行われ難い環境を醸成することが目標である。</p> <p>本事業により未然に防止された違反行為の件数等を推知することは容易ではなく定量的な成果目標を示すことは困難であるが、講習会の開催方法・内容等について不断の見直しを行うこと等により、事業目的の効果的な達成に努める。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すことは困難						
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>世界的な景気後退の影響を受け、我が国の景気の下局面が長期化・深刻化するおそれが高まっている。特に、中小・小規模企業は、こうした環境変化の影響をまともに受けており、仕入価格の上昇による経営圧迫や困難な資金繰り等厳しい環境が続くと考えられる。</p> <p>このような状況において、親事業者及び下請事業者への下請法の普及・啓発をより効果的に行うことにより、下請法違反行為の未然防止を図ることは下請取引の適正化に重要であり、今後とも積極的に取り組む。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事業など)	諸外国の比較参考値の把握は困難。						
特記事項 (事業の沿革等)							

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	下請代金支払遅延等防止法違反事件調査関係 経費	番号	10
担当部局名	経済取引局 取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える 行為の取締り強化	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	企業取引課 下請取引調査室			継続	
事業開始年度	平成20年度	根拠法	下請代金支払遅延等防止法		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を図るため、親事業者の下請代金支払遅延等防止法（下請法）違反行為を積極的に発見し、これを迅速に処理するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	親事業者（下請法第2条第7項）			
	事業内容 (手段・手法など)	親事業者と下請事業者の双方に対して定期的かつ全国的な書面調査（定期調査）を実施し、当該書面調査の結果、下請法違反行為の存在が確認された場合には、親事業者の下請法違反行為による被害の拡大を迅速に防止するため、親事業者及びこれらと取引している下請事業者の事業所に当委員会の職員が赴き、発注書面、支払関係の書類等の証拠に基づく事実関係の正確な調査（実地調査）を実施した上で、親事業者による下請法違反行為が認められた場合には、当該違反行為の取りやめ、下請代金から不当に減じた金額を下請事業者に返還させる等下請事業者に与えた損害の原状回復等の指導を厳正に行う。			
	事業の必要性	下請取引においては、下請事業者からの自発的な申告が十分に期待できないという特性があるため、公正取引委員会が親事業者と下請事業者の双方に対して定期調査を実施することにより、下請法違反被疑行為を発見するよう積極的に努め、親事業者による下請法違反行為が認められた場合には、当該違反行為の取りやめ、下請代金から不当に減じた金額を下請事業者に返還させる等下請事業者に与えた損害の原状回復等の指導を迅速・厳正に行う必要がある。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	67	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	443	担当正職員	442,813千円	49人
	総計	510	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	53			
	H19(実績)	62			
	H20(補正後)	68			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	1 下請法違反事件調査関係		58百万円		
	2 定期調査の実施に係る事務効率化関係		9百万円		

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	下請代金支払遅延等防止法違反事件調査関係 経費			番号 10
担当部局名	経済取引局 取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える行 為の取締り強化			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	企業取引課 下請取引調査室					継続
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	勧告（公表）件数	件	11	13	予算上、件数に 基づいた積算と なっていない。	
	警告件数	件	2,927	2,740	同上	
	措置件数（勧告・警告）合計	件	2,938	2,753	同上	
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており単位 当たりコストの算出は困難。					
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	親事業者による下請法違反行為を規制するには、下請代金の減額等違反行為によって下請 事業者が受ける不利益が重大であると認められる事案に対して積極的に勧告を行い、公表 (改正下請法が施行された平成16年4月以降)していくことが抑止力の強化という観点から 必要であるところ、平成16年度4件、同17年度10件、同18年度11件、同19年 度13件と勧告件数は着実に増加している。 平成20年度(4月～12月)においては、11件の勧告及び2,238件の警告を行っ ており、今後においても、引き続き、親事業者の下請事業者に対する下請法違反行為に対 し、厳正に対処していく。					
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
	勧告（公表）件数	件	11	13	予算上、件数に 基づいた積算と なっていない。	
	警告件数	件	2,927	2,740	同上	
	措置件数（勧告・警告）合計	件	2,938	2,753	同上	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	(今後の事業の方向性) 親事業者による下請法違反行為を規制するには、下請代金の減額等違反行為 によって下請事業者が受ける不利益が重大であると認められる事案に対して積極的に勧告を行い、公 表していくことが抑止力の強化という観点から必要であるところ、近年の原油・原材料価格高騰によ るコスト増の問題等により、下請取引の公正化のニーズは以前にも増して大きいことから、引き続 き、親事業者の下請事業者に対する下請法違反行為に対し、厳正に対処していく。 (課題等) 近年、調査体制の強化のため人員の増員が図られたことを受けて勧告件数が着実に増加し ているところ、引き続き、調査体制の強化を進めていく必要がある。					
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	わが国と同様に、行政機関が法を執行し対処する諸外国の制度としては、「下請取引の公正化に関 する法律」(韓国下請法)がある。 (2006年度における韓国下請法の運用実績 措置件数：1,947件)					
特記事項 (事業の沿革 等)	下請取引においては、下請事業者は親事業者からの継続的な受注を前提とした企業経営をしているため、下請事業者は親事 業者に比し弱い立場にあり、また、下請取引関係は、特定の親事業者と特定の下請事業者との間の関係であるため、親事業者の下 請法違反行為について、たとえ下請事業者が匿名で申告したとしても、誰が申告したのかが親事業者に容易に知られてしまう という特性がある。 このため、親事業者が、下請代金の不当な減額、下請代金の支払遅延、金銭の提供要請や労働者の派遣要請、著しく低い価格 での下請代金の一方的な決定(買いたたき)等の下請法違反行為により下請事業者に不利益を及ぼしても、下請事業者がこれを 断ることは困難である。また、下請事業者は、公正取引委員会に申告を行ったことが親事業者に察知され、その後の受注に影響 が及ぶことを畏怖しているため、親事業者の下請法違反行為が特定の親事業者と特定の下請事業者以外の者に明らかとなること は稀であり、親事業者による自発的な原状回復や違法な状態の改善は、ほとんど期待できない状況にある。 したがって、公正取引委員会においては、下請取引の公正化と下請事業者の利益保護を図るため、親事業者の下請法違反行為 を積極的に発見し、これを迅速に処理することが必要である。					

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	消費者取引適正化推進等経費		番号 11
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える 行為の取締り強化	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	消費者取引課			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	不当景品類及び不当表示防止法		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	商品・サービスの取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止することにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を確保するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	景品類の提供及び広告表示を行う事業者 一般消費者、消費者団体 事業者団体（公正競争規約を運用する団体等）			
	事業内容 (手段・手法など)	消費者モニター等からの情報提供、消費者団体との意見交換、実態調査、関係機関との連携等を通じて、積極的に広告表示の実態や消費者ニーズの把握に努めるとともに、景品表示法の普及・啓発を実施。			
	事業の必要性	消費者取引の適正化のために各種施策を実施することは必要。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	15	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	11	担当正職員	10,844千円	1.2人
	総計	26	臨時職員他	106千円	0.08人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	54			
	H19(実績)	50			
	H20(補正後)	58			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	1. 消費者モニター関係経費		8百万円		
	2. 消費者団体、都道府県等との連絡等関係経費		2百万円		
	3. 公正競争規約の普及・啓発等関係経費		3百万円		
	4. 電子商取引監視調査関係経費		1百万円		
	5. 商品・サービスの実態調査関係経費		1百万円		

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	消費者取引適正化推進等経費			番号	11
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える行為の取締り強化			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	消費者取引課					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	消費者モニターからの報告	件数	4,598	5,425	予算上、件数に基づいた積算となっていない。		
	消費者団体との意見交換	回数	41	48	32		
	事業者団体等が主催する研修への講師派遣	回数	91	120	予算上、回数に基づいた積算となっていない。		
単位当りコスト (事業費/活動指標)	複数の事業を実施しており単位当りコストの算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか定量的な評価で示す)	<p>消費者モニターからの情報提供件数、消費者団体との意見交換や事業者団体等が主催する研修会への講師派遣の件数は年々増加しており、消費者ニーズの把握が積極的になされている。また、事業者向け講習は、景表法違反行為の発生を抑制する効果がある。</p> <p>本事業の定量的な成果目標を示すことは困難であるが、事業の所要の見直しを行うこと等により、事業目的の効果的な達成に努める。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すことは困難。						
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>今後とも消費者モニター等からの情報提供、消費者団体との意見交換、実態調査、関係機関との連携等を通じて、積極的に広告表示の実態や消費者ニーズの把握に努めるとともに、景品表示法の普及・啓発に取り組む。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事業など)	<p>米国連邦委員会は、FTC法に基づき、不公正な競争方法や不公正・欺まんの行為又は慣行を規制しているが、このほか個別法に基づき、消費者信用や省エネルギーの分野等における一定の消費者保護のための規制を行う権限が与えられており、米国における消費者行政の中心的機関になっている。</p>						
特記事項 (事業の沿革等)							

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	景品表示法違反事件調査経費		番号 12
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える 行為の取締り強化	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	景品表示監視室			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	不当景品類及び不当表示防止法		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	景品表示法に違反する不当景品，不当表示に対して厳正かつ迅速に対処し，これらを排除することにより，公正かつ自由な競争を確保し，もって一般消費者の利益を保護するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	景品表示法違反行為を行っている事業者			
	事業内容 (手段・手法など)	景品表示法に違反する疑いのある行為について所要の調査（立入検査，事情聴取等）を行い，違反事実が認められた場合等には，その排除のために必要な措置（法的措置（景品表示法第6条に基づく排除命令），警告又は注意）を講ずる。			
	事業の必要性	消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から，商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当表示等に対して，景品表示法に基づいて厳正・迅速に対処することが必要不可欠である。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	3	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	23	担当正職員	22,593千円	2.5人
	総計	26	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	28			
	H19(実績)	26			
	H20(補正後)	22			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	1. 違反事件端緒関係経費 0.3百万円 2. 違反事件処理関係経費 2.3百万円 3. 特定監視分野に係る表示の監視調査関係経費 0.1百万円 4. 効能・効果表示の違反事件調査関係経費 0.4百万円				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	景品表示法違反事件調査経費			番号	12
担当部局名	取引部	上位施策 事業名	中小企業に不当な不利益を与える行為の取締り強化			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	景品表示監視室					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	排除命令件数	件	32	56	予算上、件数に 基づいた積算と なっていない。		
	警告件数	件	7	19	同上		
	措置件数（排除命令・警告・ 注意）合計	件	689	595	同上		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	事業費/措置件数合計	円/件	41千円	44千円			
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	平成19年度の事件処理件数は、排除命令56件（前年度比75%増）、警告19件（前年度比271%増）となっており、特に法的措置である排除命令による事件処理を重点的に行い（不当表示に対する排除命令としては過去最高となる56件）、景品表示法違反に対して厳正に対処している。 今後とも、引き続き、景品表示法上問題となる行為がみられた場合には、厳正に対処していく。						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	排除命令件数	件	32	56	予算上、件数に 基づいた積算と なっていない。		
	警告件数	件	7	19	同上		
	措置件数（排除命令・警告・ 注意）合計	件	689	595	同上		
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	平成19年度の事件処理件数は、排除命令56件、警告19件となっており、特に法的措置である排除命令による事件処理を重点的に行い、景品表示法違反に対して厳正に対処しているところ、限られた人員を効果的・効率的に配分し最大限の成果を挙げるため、国民生活に広く影響のあるサービス分野、食品に係る表示、地域ブランドに係る表示等国民のニーズの動向を踏まえた重点的な法執行、景品表示法第4条第2項の効果的な運用を進めていく必要がある。						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	米国連邦委員会は、FTC法に基づき、不公正な競争方法や不公正・欺まんの行為又は慣行を規制しているが、このほか個別法に基づき、消費者信用や省エネルギーの分野等における一定の消費者保護のための規制を行う権限が与えられており、米国における消費者行政の中心的機関になっている。						
特記事項 (事業の沿革 等)	景品表示法違反行為に対しては、平成15年の法改正により、商品・サービスの内容（効能・効果）について、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができるとされ、事業者が当該資料を提出しない場合には、不当表示とみなされることとなった（景品表示法第4条第2項）。同項に基づいて、平成19年度には35件の排除命令を行っている。						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	競争政策普及啓発経費	番号 13	
担当部局名	官房	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	官房総務課			継続	
事業開始年度	平成18年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	公正取引委員会が、競争政策を広く国民各層へ普及・啓発し、当委員会の活動について十分な説明責任を果たすとともに、広く国民からの意見要望等の聴取を行うため。			
	対象 (誰・何を対象に)	国民一般			
	事業内容 (手段・手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独占禁止政策協力委員制度 ・ 国民各層との懇談会 ・ 独禁法教室 ・ 地方事務所との連絡会議 ・ メールマガジンの送信 			
	事業の必要性	我が国経済の活性化と消費者利益の増進のためには、経済構造改革の推進とともに、競争政策の積極的展開を図ることが求められている。その基盤の整備のためには、より積極的な広報活動を通じて、独占禁止法や公正取引委員会の活動をはじめ、競争政策の重要性について、国民各層の認識を高めていく必要がある。また、公正取引委員会には、その活動内容に対する国民への説明責任を十分に果たすことが求められている。さらに、独占禁止法等は事業活動の基本ルールであり、その運用は市場参加者たる国民各層に影響を与えるところ、的確な法運用や国民ニーズに沿った政策運営のためにも、広く国民からの意見聴取を行い、今後の更なる制度改正に向けた検討過程等に国民各層の意見を反映するための施策を積極的に進める必要がある。加えて、全国の国民各層に対して統一的に普及啓発活動を行うためには、本局及び各地方事務所等間で定期的な意見交換の場を設ける必要がある。			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	20	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	97	担当正職員	96,696千円	10.7人
	総計	117	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	23			
	H19(実績)	27			
	H20(補正後)	22			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	1. 独占禁止政策協力委員制度関係経費 7.0百万円 2. 国民各層との懇談会関係経費 10.7百万円 3. 独禁法教室関係経費 0.9百万円 4. 地方事務所との連絡会議関係経費 1.5百万円 5. ウェブサイトの拡充関係経費 0.3百万円 ※四捨五入の関係により、上記コスト欄の「事業費」と一致しない。				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	競争政策普及啓発経費			番号	13
担当部局名	官房	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	官房総務課					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	独占禁止政策協力委員会議開 催回数	回	12	14	16		
	国民各層との懇談会開催回数	回	58	76	57		
	独占禁止法教室開催回数	回	17	20	17		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	複数の事業を実施しており単位 当たりのコスト算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>独占禁止政策協力委員会議の開催件数については、平成18年度が12回、平成19年度が14回であり、平成20年度は予算上16回としている。</p> <p>国民各層との懇談会の開催件数については、平成18年度が58回、平成19年度が76回であり、平成20年度は予算上57回としている。</p> <p>独占禁止法教室の開催件数については、平成18年度が17回、平成19年度が20回であり、平成20年度は予算上17回としている。</p> <p>公正取引委員会としては、競争政策の普及啓発の観点から、今後も、積極的にこれらの取組を実施し、国民への情報提供・国民からの意見聴取に努めていくものとする。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すこと は困難						
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>企業の法務部等の職員を対象に、公正取引委員会ホームページに関するアンケート調査を実施したところ、当該ページにアクセス経験のある人の割合が2割程度と低かったことを踏まえると、従来以上に、パンフレット、ホームページ、事業者団体等への講師派遣等、様々な手段を通じて独占禁止法の普及啓蒙に努めていく必要があると考えられる。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	<p>米国、EUをはじめ、諸外国においても競争政策の普及啓発は行われているが、比較参考値の把握は困難。</p>						
特記事項 (事業の沿革 等)							

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1				
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	海外競争当局等との連携強化に必要な経費	
				番号 14
担当部局名	官房	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	国際課			継続
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他			
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載			
	中国法政大学 戴龍副教授			
事業概要	目的 (何のために)	複数国の競争法に抵触する事案や一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得るような事案等に関して、執行活動の国際化及び競争当局間の協力・連携を強化するため。		
	対象 (誰・何を対象に)	海外競争当局・国際機関等		
	事業内容 (手段・手法など)	海外競争当局との意見交換や独占禁止協力協定の締結、経済連携協定等の枠組みにおける競争政策分野での協力、OECDや国際競争ネットワーク（ICN）等の国際的協力の枠組みへの参加、アジア諸国等への技術支援・協力、公正取引委員会の活動に関する海外への情報発信等。		
	事業の必要性	近年、企業活動のグローバル化の進展に伴い、複数国の競争法に抵触する事案や一国による競争法の執行活動が他国の利益に影響を及ぼし得るような事案等が増加しており、各国の競争当局がこうした事案等に適切に対応することが不可欠となっている。		
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）	
	事業費	52	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)
	人件費	117	担当正職員	117,481千円
	総計	169	臨時職員他	0千円
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合	
	H18(実績)	52		
	H19(実績)	63		
	H20(補正後)	53		
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	競争当局間協議関係等		12百万円	
	経済連携協定締結交渉関係		6百万円	
	多国間枠組みにおける協力等		27百万円	
	技術支援関係		3百万円	
	海外への情報発信関係等		4百万円	

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	海外競争当局等との連携強化に必要な経費			番号	14
担当部局名	官房	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	国際課					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	①経済連携協定締結交渉関係	交渉国 数	3か国	3か国	4か国		
	②競争当局間協議関係	協議開 催国数	3か国	3か国	5か国		
単当たりコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており、単 位あたりのコスト算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>①平成20年度以降、ベトナム、オーストラリア、スイス及びインドそれぞれの国との経済連携協定締結に向けた交渉に参加し、競争政策に関する部分について関係当局と交渉。今後とも競争政策部分について対外経済関係の発展及び経済的利益の確保の観点から、それぞれの国の競争当局との連携強化に資するものとするよう積極的に交渉を進める。</p> <p>②平成20年度以降、EU、韓国、カナダ、米国及びドイツと競争政策に関する意見交換を実施。今後とも、我が国と経済的交流が活発な国・地域の競争当局との協力関係を強化するために、米国、EU、韓国、カナダ等と競争政策に関する意見交換を積極的に行う。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すことは 困難						
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>①国際事案における海外競争当局等との連携強化の観点から、今後とも、オーストラリア、インド等との経済連携協定の中に、競争に関する条項を盛り込むための交渉等を積極的に進める。</p> <p>②企業活動のグローバル化の進展を踏まえ、競争当局間の協力関係を強化すると の観点から、今後とも、我が国と経済的交流が活発な国・地域の競争当局との間 で競争政策に関する意見交換を積極的に開催する。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	諸外国においても同様に経済連携協定の締結交渉や競争当局間協議を実施しているが、比較参考値の把握は困難。						
特記事項 (事業の沿革 等)	当該事業は基本的に直接実施であるが、一部委託調査を行っているものがあるため、業務委託にもチェックマークを入れている。						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1

府省庁名		公正取引委員会	予算事業名	独占禁止政策企画調査経費		番号
						15
担当部局名		経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名		総務課, 企画室			継続	
事業開始年度		平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他 上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	独占禁止懇話会：経済社会の変化に即応して独占禁止政策を有効かつ適切に推進するために有識者から広く意見を聴取するとともに競争政策の一層の理解を求め ため。 独占禁止法研究会：独占禁止法の法制上・運用上の問題点等について、独占禁止法研究会を開催して学識経験者から様々な意見を聴取することにより、独占禁止法の見直し等に役立てる必要がある。				
	対象 (誰・何を対象に)	独占禁止懇話会：学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者から構成される独占禁止懇話会会員。 独占禁止法研究会：学界を中心に、その他言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者から構成される独占禁止法研究会会員				
	事業内容 (手段・手法など)	独占禁止懇話会：競争政策の基本的事項の企画・立案及び積極的展開を図るため、独占禁止懇話会を開催し意見交換を行う。 独占禁止法研究会：独占禁止法研究会での議論を踏まえ、独占禁止法の見直し等に役立てる。				
	事業の必要性	独占禁止懇話会：近年の経済のグローバル化の進展など、経済・社会構造が急激に変化する中で、我が国経済が引き続き持続可能な成長を遂げるためには、自由経済体制の下での基本政策としての独占禁止政策がますます重要となっているところ、独占禁止政策の今日的な課題について整理し、今後の独占禁止政策の在り方について検討することが重要であり、独占禁止懇話会の開催は必要。 独占禁止法研究会：近年の経済のグローバル化の進展など、経済・社会構造が急激に変化する中で、我が国経済が引き続き持続可能な成長を遂げるためには、経済の基本法とされる独占禁止法について不断の見直しを行っていくことがますます重要となっているところ、独占禁止法の法制上・運用上の問題点等について、独占禁止法研究会を開催して学識経験者から様々な意見を聴取することにより、独占禁止法の見直し等に役立てる必要があり、独占禁止法研究会の開催は必要。				
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)			
	事業費	5	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数
	人件費	61	担当正職員	60,548 千円	6.7	人
	総計	66	臨時職員他	0 千円	0	人
事業費		年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
		H18(実績)	6			
		H19(実績)	3			
		H20(補正後)	2			
平成21年度事業費内訳 (算定根拠)		独占禁止懇話会関係費		2 百万円		
		独占禁止政策研究会関係費		3 百万円		

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	独占禁止政策企画調査経費			番号	15
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造			<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課, 企画室					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	独占禁止懇話会	回	2	4	3		
	独占禁止法研究会	回	0	0	0		
単位当りコスト (事業費/活動指標)	複数の事業を実施しており単位 当たりコストの算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>独占禁止懇話会：経済社会の変化に即応して独占禁止政策を有効かつ適切に推進するために有識者から広く意見を聴取するとともに競争政策の一層の理解を求めるとの目的を達成するため、また、競争政策の基本的事項の企画・立案及び積極的展開を図るための議論を得るべく独占禁止懇話会の開催を行っていく。</p> <p>独占禁止法研究会：独占禁止法の法制上・運用上の問題点等について、独占禁止法研究会を開催して学識経験者から様々な意見を聴取することにより、独占禁止法の見直し等に役立てるとの目的を達成するため、独占禁止法研究会の開催を行っていく。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すこと は困難。						
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>独占禁止懇話会：自由経済体制の下での基本政策としての独占禁止政策がますます重要となっているところ、独占禁止政策の今日的な課題について整理し、今後の独占禁止政策の在り方について検討することが重要となっており、独占禁止懇話会の開催により、競争政策の基本的事項の企画・立案及び積極的展開を図るための議論を得られるため、今後も同懇話会の開催を行っていく。</p> <p>独占禁止法研究会：経済の基本法とされる独占禁止法について不断の見直しを行っていくことがますます重要となっており、独占禁止法研究会の開催により独占禁止法の法制上・運用上の問題点等について学識経験者から様々な知見が得られることから、今後も独占禁止法研究会の開催を行っていく。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	比較参考値の把握は困難。						
特記事項 (事業の沿革 等)	<p>独占禁止懇話会は昭和43年11月から開催している。</p> <p>独占禁止法研究会は平成18年度から平成20年度までの開催実績がないが、これは、平成18年から内閣官房長官のもとで「独占禁止法基本問題懇談会」が開催されていたためである。現時点では独占禁止法基本問題懇談会は終了しており、独占禁止法研究会の開催が必要である。</p>						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書 - 1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	独・寡占産業調査経費		番号 16
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	経済調査室			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	我が国主要産業における経済力集中の実態を把握し、独占禁止法の適正かつ円滑な運用をはじめとする競争政策の企画・立案のための基礎的な資料を得ること。			
	対象 (誰・何を対象に)	我が国主要産業における事業者等			
	事業内容 (手段・手法など)	我が国主要産業における経済力集中の実態を把握するための基礎データとして、個別品目の生産・出荷額、輸出入額、個別市場の市場占拠率の市場構造に関する調査等を実施する。			
	事業の必要性	独占禁止法第8条の4の規定の該当性の判断等のために必要。			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	6	職員構成	概算人件費 (平均給与 × 従事職員数)	従事職員数
	人件費	14	担当正職員	14,459 千円	1.6 人
	総計	20	臨時職員他	0 千円	0 人
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	2			
	H19(実績)	6			
	H20(補正後)	0.4			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	市場構造調査関係 6百万円				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	独・寡占産業調査経費			番号	16
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	経済調査室					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	独・寡占産業調査		実施せず	実施	実施せず		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)				6百万円			
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>独占禁止法の適正かつ円滑な運用をはじめとする競争政策の企画・立案への活用。具体例の一つとして、独占禁止法第8条の4の規定の適切な運用を図るための「独占的状态規定のうち事業分野に関する考え方について（独占的状态ガイドライン）」を独・寡占産業調査の結果等に応じて逐次改定することが挙げられる。</p>						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	独占的状态ガイドラインの一部改定		実施	実施せず	実施		
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>独占的状态ガイドラインは、昭和52年に作成されて以降、独・寡占産業調査の結果等に応じて概ね2年ごとに改定されているなど、独・寡占産業調査の結果は、独占禁止法の適正かつ円滑な運用をはじめとする競争政策の企画・立案に活用されている。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	比較参考値の把握は困難。						
特記事項 (事業の沿革 等)	<p>公正取引委員会では、独占禁止法第8条の4の規定の適切な運用を図るため、「独占的状态規定のうち事業分野に関する考え方について」（昭和52年公正取引委員会事務局）を作成・公表し、その別表において監視対象事業分野を明らかにしている。</p>						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書 - 1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	競争政策研究経費	番号 17	
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	経済調査室			継続	
事業開始年度	平成17年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
	業務委託先：株式会社日本ビジネスマネージ				
事業概要	目的 (何のために)	公正取引委員会職員・経済理論等に精通した経済学者・法学者が機能的・持続的に調査・研究において三者協働する仕組みを構築、発展させることにより、知識の蓄積等を図り、競争政策の企画・立案に係る理論的・実証的基礎を強化するため。また、これらの成果を広く一般に情報発信するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	国民，学識経験者（経済学者，法学者等），公正取引委員会職員			
	事業内容 (手段・手法など)	公正取引委員会職員と外部の経済・法学者との共同研究を行い，研究成果を公表する。また，共同研究の成果等を一般に情報発信し討議するための公開セミナーを開催するとともに，時宜にかなったテーマについて国内外の学識経験者と知の共有を図り，競争法運用における経済理論の応用等の必要性，現状等について広く一般に情報発信し討議するためのシンポジウムを開催する。			
	事業の必要性	近年，経済のグローバル化，技術革新の急速な進展，高度情報化社会の到来等の経済環境の変化の中で，独占禁止法や競争政策的確な運用に当たっては，より精緻に経済実態や競争の状況を把握する必要があり，そのためには，経済理論に基づく実証的なアプローチ等を活用していく必要がある。欧米諸国においては，競争当局に多数のエコノミストがおり，経済理論を用いた高度な経済分析を行っており，その分析結果が競争法の運用に活用されている。 このような背景から，公正取引委員会においても，経済理論等による理論的裏づけに基づいた法執行や政策運営を目指しており，このため，産業組織論等に精通した経済学者等と機能的・持続的に調査・研究において協働する仕組みを進展させているところであり，この仕組みを具体化するために必要である。			
コスト	平成21年度予算額（百万円）		人件費（H21ベース）		
	事業費	23	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	61	担当正職員	57,837千円	6.4人
	総計	84	臨時職員他	2,903千円	1人
事業費	年度	総額（百万円）	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	20			
	H19(実績)	20			
	H20(補正後)	26			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	1 大学教授，准教授クラスとの経済実態調査に係る会議等関係 19百万 2 競争政策に係るシンポジウム・公開セミナー開催関係 4百万				

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	競争政策研究経費			番号	17
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	経済調査室					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	共同研究実施件数	本	6	6	7		
	公開セミナー及び国際シンポ ジウム開催回数	回	4	3	6		
単位当りコスト (事業費/活動指標)	複数の業務を実施しており単位 当りコストの算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	(共同研究) 共同研究報告書の取りまとめ。 (公開セミナー及び国際シンポジウム) 競争法・競争政策に対する国民の理解の促進。						
成果実績 (成果指標の目標達成 状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	共同研究報告書公表数	本	7	4	5		
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	共同研究については、その成果が毎年一定数の共同研究報告書として取りまとめ・公表されている。公開セミナー及び国際シンポジウムについても、毎年、概ね定期的で開催されている。 今後の事業の方向性としては、共同研究については、行政ニーズを的確に踏まえた研究テーマの採択が重要であり、今後も公正取引委員会職員等から研究テーマを募集するなどして競争政策に係る課題を抽出するとともに、研究成果を実務等に役立たせていく必要がある。公開セミナー及び国際シンポジウムについては、テーマ及び講演者等の適切な選定、配布資料等の準備をする必要があると思われる。						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	米国FTCの経済局(Bureau of Economics)において、政策関係者や専門家を招いてFTCの業務の更なる発展のための議論などをするため年に数回程度ラウンドテーブル等を開催している。また、市場や消費者にとって重要と思われる様々な産業の経済分析を行い報告書(Economic Reports)を作成し、公表している。						
特記事項 (事業の沿革 等)	競争政策研究センターは、公正取引委員会事務総局内に平成15年6月に設置され、独占禁止法及びその関連法律の執行並びに競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を強化するために、公正取引委員会職員と外部の有識者との機能的・持続的な協働により、競争政策に関する経済学的、法学的分析等に取り組んでいる。 また、当該事業は基本的に直接実施であるが、一部委託調査を行っているものがあるため、業務委託にもチェックマークを入れている。						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	独占禁止法適用除外制度及び政府規制分野に関する調査・検討経費	番号 18	
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	調整課			継続	
事業開始年度	平成19年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載 株式会社サンビジネス、株式会社DMI、株式会社帝国データバンク、株式会社東京商工リサーチ等				
事業概要	目的 (何のために)	独占禁止法適用除外分野や政府規制分野における公正かつ自由な競争を促進するため。			
	対象 (誰・何を対象に)	独占禁止法適用除外制度及びそれに関係する事業者。 競争に悪影響を与える政府規制及びそれに関係する事業者。			
	事業内容 (手段・手法など)	独占禁止法適用除外分野及び政府規制分野について、当該分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、競争実態を把握した上で、課題、改善策等について検討を行い、これらを踏まえて、提言等を行う。また、規制が競争に与える影響の把握・分析手法について、規制の事前評価事例や諸外国における実態を把握した上で、規制が競争に与える影響の把握・分析手法の問題点・課題について検討を行い、これらを踏まえて、同手法の開発・改善を行う。			
	事業の必要性	独占禁止法適用除外制度は自由経済体制の下では飽くまでも例外的な制度であり、必要最小限にとどめるとともに、経済情勢等の変化に対応して常にその在り方を見直す必要がある。また、各府省の規制の中には競争を阻害するなど競争に悪影響を与えるものも存在するため、公正取引委員会が調査・検討の上、その是正を求めて調整、提言等を行うことが必要である。さらに、公正取引委員会が、規制が競争に与える影響の把握・分析手法の開発・改善を行うことで、競争に悪影響を与える規制の新設等が各府省において見直されることとなる。			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	15	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	127	担当正職員	126,518千円	14人
総計	142	臨時職員他	0千円	0人	
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	0			
	H19(実績)	12			
	H20(補正後)	14			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	1. 適用除外分野における実態調査		2百万円		
	2. 適用除外分野における検討会議		1百万円		
	3. 政府規制分野における実態調査		5百万円		
	4. 政府規制分野における検討会議		2百万円		
	5. 規制影響分析の実態調査		3百万円		
	6. 規制影響分析手法の検討		2百万円		

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	独占禁止法適用除外制度及び政府規制分野に 関する調査・検討経費			番号	18
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	調整課					継続	
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	政府規制等と競争政策に関する研究会等の開催	回	-	8	13		
	調査・提言等の実施	件	-	3	4		
単位当たりコスト (事業費/活動指標)	複数の事業を実施しており単位 当たりコストの算出は困難。						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	独占禁止法適用除外分野及び政府規制分野について、調査・検討、提言等を行い、当該分野における公正かつ自由な競争を促進することが目標である。近年では、国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度、ガス事業制度等に関して、提言等を行っている。今後とも、公正かつ自由な競争を促進するため、公正取引委員会の取組が必要とされる独占禁止法適用除外分野や政府規制分野について、積極的に提言等を行ってまいりたい。また、規制が競争に与える影響の把握・分析手法の開発・改善を適切に行ってまいりたい。(定量的な成果目標を示すことは困難である。)						
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
	定量的な成果指標を示すことは困難。						
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	今後とも、公正かつ自由な競争を促進するため、公正取引委員会の取組が必要とされる独占禁止法適用除外分野や政府規制分野について、積極的に提言等を行うとともに、効果的に規制が競争に与える影響の把握・分析手法の開発・改善を行ってまいりたい。						
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	諸外国の競争当局においても、競争法適用除外制度及び政府規制分野に関する調査・検討及び規制が競争に与える影響の把握・分析手法の開発・改善は実施されているが、比較参考値の把握は困難である。						
特記事項 (事業の沿革 等)	当該事業は基本的に直接実施であるが、一部委託調査を行っているものがあるため、業務委託にもチェックマークを入れている。						

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－1					
府省庁名	公正取引委員会	予算事業名	入札談合防止対策支援・指導推進の向上に必要な経費	番号	19
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続	
担当課・係名	総務課			新規	
事業開始年度	平成21年度	根拠法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、入札談合等関与行為の排除並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律		
実施方法 (該当項目にチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他				
	上記「実施方法」が「業務委託」「補助金」「貸付」であり、かつ継続事業の場合、H20年度の「業務委託先」「補助先」「貸付先」を下記に記載。新規事業の場合、既に委託先等が見込まれる場合には、下記に記載。また上記が「その他」の場合、具体的な実施方法を下記に記載				
事業概要	目的 (何のために)	官製談合の未然防止及び独占禁止法違反行為の防止のため。			
	対象 (誰・何を対象に)	地方公共団体等の発注機関職員等及び民間企業のコンプライアンス担当職員等。			
	事業内容 (手段・手法など)	地方公共団体等の発注機関における入札制度や入札談合防止等の取組の実情把握、発注機関との連絡会議、書面調査及び周知啓発等、民間企業におけるコンプライアンスの取組状況に係る調査等。			
	事業の必要性	官製談合が續発し、入札談合等関与行為防止法が強化される等の状況を踏まえ、官製談合の未然防止を図るために、また、独占禁止法違反行為を防止するために、企業のコンプライアンス意識の向上は不可欠であり、同意識の向上を図るため、当該事業は必要である。			
コスト	平成21年度予算額 (百万円)		人件費 (H21ベース)		
	事業費	5	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	48	担当正職員	47,896千円	5.3人
	総計	53	臨時職員他	0千円	0人
事業費	年度	総額 (百万円)	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		
	H18(実績)	0			
	H19(実績)	0			
	H20(補正後)	0			
平成21年度 事業費内訳 (算定根拠)	調達担当官研修等関係費		2百万円		
	発注機関等における実態調査関係		3百万円		

平成21年度予算計上の事業に関する説明シート

事業概要説明書－2

府省庁名	公正取引委員会	予算 事業名	入札談合防止対策支援・指導推進の向上に必要な経費			番号 19
担当部局名	経済取引局	上位施策 事業名	競争環境の積極的な創造			<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続
担当課・係名	総務課					新規
活動実績 (H20については補 正予算後ベース)	【活動指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
単位当たりコスト (事業費/活動指標)						
成果目標 (現状の成果及び今 後どのようにしたい か定量的な評価で示 す)	<p>地方公共団体等の発注機関における入札制度や入札談合防止等の取組の実情把握、発注機関との連絡会議、書面調査及び周知啓発等を行うことにより、地方公共団体等の発注機関におけるコンプライアンス意識が向上することが目標である。また、民間企業におけるコンプライアンスの取組状況に係る調査等を行い、事業者に対し、成果を挙げている取組事例等を情報提供する等により、企業のコンプライアンス意識が向上することが目標である。</p> <p>本事業によりコンプライアンス向上の度合いを推知することは困難であることから、定量的な成果目標を示すことは困難であるが、調査及び周知啓発等の方法等について所要の見直しを行うこと等により、事業目的の効果的な達成に努める。</p>					
成果実績 (成果指標の目標達 成状況等)	【成果指標名】/年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	
事業の自己評価 (今後の事業の方向 性、課題等)	<p>官製談合の未然防止を図るため、また、独占禁止法違反行為を防止するために、地方公共団体等の発注機関及び民間企業におけるコンプライアンス意識の向上は不可欠であり、そのためには、取組の実情把握や周知啓発活動は重要であり、今後とも積極的に取り組む。</p>					
比較参考値 (諸外国での類似事 業など)	比較参考値の把握は困難					
特記事項 (事業の沿革 等)						